

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

令和6年5月

当委員会は、令和5年5月12日、令和5年大府市議会第2回臨時会において選任され、一部、委員の異動はあったものの、約1年間、主に議会運営委員意見交換会における協議・調整を通じて、議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応、ICT化の推進など、議会の運営に係る各種の調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期満了を迎えるに当たり、その活動の主な内容を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) 議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応について

従来、地方自治法（以下「法」という。）第92条の2において、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人たることができない」旨が規定されており、議員個人の請負については、金額の多寡にかかわらず、一切認められていなかった。

しかし、令和4年12月に法第92条の2の規定が改正され、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額、具体的には300万円を超えない者が、議員個人による請負に関する規制の対象から除かれることになり、令和5年3月1日から施行されている。

この改正は、近年、全国的に地方議会議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを背景に行われたものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという法第92条の2の規定の趣旨を変更するものではないとされている。

これを受け、今期の議会運営委員会では、法改正に対する大府市議会の対応について調査研究を行った。

①大府市議会の議員の請負の状況の公表に関する要綱について

令和4年12月の法改正の際には、透明性の確保が必要である旨の衆参両院総務委員会の附帯決議がなされ、総務大臣から「議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当である」旨の通知が出されている。これを受け、全国の都道府県議会、市区町村議会では、議員個人による請負の状況の報告・公表に関する条例や議会規程、要綱等の制定が進められつつある。大府市議会としても、請負の状況の透明性の確保を図ることは必要であると考える。

そこで、議会運営委員意見交換会において協議・検討を進めてきた結果、大府市に対し請負をする者及びその支配人である議員が、当該請負の対価として各会

計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の一覧を議長が公表することを定めた要綱を制定することが適当であると判断し、令和6年3月28日の議会運営委員会において要綱の制定を決定した。

施行期日については、令和6年4月1日とし、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしている。

なお、要綱の検討の過程で論点となった事項については、次のとおりである。

ア 「条例」ではなく「要綱」とした点について

改正法第92条の2において、請負とは、「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう」旨の定義規定が設けられ、これまでよりも請負の定義が明確化されることになった。しかし、それでもなお、どのような取引等が請負に該当し、どのような取引等が該当しないのか、大府市議会として、報告・公表の対象となる取引等の範囲を具体的に定めることが困難であった。また、実際に運用を開始してみないとわからない点も多いといった意見もあった。そうした議論に鑑み、とにかく始めてみるという姿勢を重視し、まずは要綱の形式でスタートすることが適当と判断した。

イ 報告・公表の対象とする請負の範囲について

報告・公表の対象とする請負の範囲については、様々な意見が出されたが、法第92条の2の趣旨を理解した上で、議員それぞれの解釈と責任において報告を行うこととした。

②大府市議会議員政治倫理条例第3条第6号の規定の見直しについて

大府市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）では、第3条第6号において、「議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業等又は議員若しくはその配偶者若しくは同居の1親等以内の者が経営する企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う請負その他の契約を辞退するよう努めること」を定めている。

この規定は、改正前の法第92の2「議員の兼業禁止」の趣旨を踏まえ、本市独自のより厳格な規制として設けられたものである。しかし、法改正の目的である議員のなり手不足解消のための制限の緩和という状況に鑑み、条例の見直しについて議論する必要性が出てきた。

本件については、今期の議会運営委員会では結論を見ることができなかったため、次期の議会運営委員会において、引き続き調査研究が必要と考えるが、現在までに次のような論点が示されている。

- *条例では、法では使用されていない「企業等」という用語を用い、法よりも広い範囲で努力義務を定めている。今回の法改正により、議員個人の請負に関する規制が緩和されたことで、条例の規制の範囲がわかりにくいものとなってしまった。
- *法第92条の2では、「主として同一の行為をする法人」の役員になることが規制されているのであって、法人の場合は、法改正以前から、市との取引行為等が一切禁止されていたわけではない。今回の法改正の趣旨に鑑みると、現在の条例の規定のままでは、法改正の趣旨にそぐわないのではないか。
- *条例第3条第6号の配偶者・同居親族に関する規定は、市民に対して、より高い信頼性を確保するために設けられた規定であるので、法改正により見直しが必要であるとしても、その趣旨は何らかの形で残すことはできないか。

③大府市議会議員政治倫理条例申し合わせ事項について

大府市議会では、大府市議会議員政治倫理条例申し合わせ事項として、「市から直接、事業運営に関する補助金又は交付金の交付を受けている各種団体の長には就任しないこと」を申し合わせているが、議員の経営する事業（農業・商工業）に対する補助金について、この申し合わせ事項に抵触するの可否かという疑義が出された。

協議の結果、補助金・交付金のうち、一定の条件に合致すれば、どの事業者にも平等に支給される性質のものについては、この申し合わせ事項にいう補助金・交付金には該当しないことを確認した。

この申し合わせ事項に疑義がある場合は、議会運営委員会において協議・決定することとされているので、引き続き、案件ごとに確認・判断していくこととし、申し合わせ事項の改正までは行わないこととした。

(2) 常任委員会の視察報告の見直しについて

各委員会における視察実施後の報告については、平成17年度以前から、視察後直近の全員協議会において行うこととしていたが、平成17年度の「議会活性化検討協議会」の協議の結果、平成18年度以降、視察後直近の定例会の常任委員会においても報告を行うこととなった。

これらの報告は、委員会では主に執行部の所管課等に対して、全員協議会では視察に参加しなかった他の議員に対して、それぞれ情報共有を図ることを目的にしたものである。先例集では、全員協議会においては委員会よりも簡潔に報告を行うこととされているものの、現実には、割愛する部分を選定することは難しく、委員会における報告と重複する部分が多くなっていた。

このような状況を踏まえ、議会運営委員意見交換会において協議・調整を行った

結果、令和6年度は、全員協議会において、執行部の関係職員の出席を求め、その場で詳細な報告を行い、かつ、視察に参加していない議員や執行部の関係職員の質疑応答を同時に行い、率直な意見交換を行う方法を「試行してみる」ことで意見が一致した。

一方、委員会の視察は、「閉会中における調査研究付託案件」として本会議の議決を経て行われる委員会の公式活動であり、視察を行った日時等の事実を委員会の議事録にとどめ置くことは必要とも思われる。

令和6年度の委員会視察の実施後は、一度、このような形式で報告を行い、検証の上、先例集改正の適否について検討していくことで意見が一致した。

(3) ICT化の推進について

①次期の議員用タブレット端末について

令和元年12月に貸与を開始した議員用のタブレット端末については、令和7年秋までに更新を行う必要があるため、今期の議会運営委員会では、前期に引き続き、次期の議員用端末に求められる仕様について調査研究を行った。

今期の議会運営委員会では、令和5年5月の議員の改選を受け、改めて「議員の情報通信機器の使用状況等に関するアンケート」を実施するとともに、前期よりも更に具体的な導入費用の試算を行った。

次期のタブレット端末の導入方法については、大きく分けて、次の三つの方法が考えられる。

一つ目として、現在と同様、職員用のLAN（LGWAN系）の間借りを継続する方法、二つ目として、職員用のLANの間借りをやめ、議会用のLAN（インターネット系）を構築する方法、三つ目として、通信機能付きの端末に変更し、通信事業者のサービスを利用する方法である。

それぞれの方法のメリット、デメリットとしては、次のようなことが考えられる。

ア 現在と同様、職員用のLAN（LGWAN系）の間借りを継続する方法

一般のインターネット系ネットワークではないので、高いセキュリティを誇る。市役所の情報システム部門（現：デジタル戦略室）が端末を一括集中して管理することができ、市職員の使用する端末と一括でリース契約を行うことで、イニシャルコスト、ランニングコスト等の面で大きなスケールメリットが得られる。

一方、議員の自宅等、外部とのデータのやり取りには、専用のソフトウェアを介する必要がある、非効率的な部分がある。

イ 職員用のLANの間借りをやめ、議員用の端末のために、議会用の無線LAN（インターネット系）を構築する方法

議会用の無線LAN（インターネット系）を構築する方法は、費用面から、無線LANの整備が議会フロアのみとなることが予想され、現行方式よりも端末を使用できる場所が狭くなる可能性がある。また、議会用の無線LANのイニシャルコスト、ランニングコスト等、新たに発生する費用に比べ、得られるメリットが少ないと思われる。

ウ 通信機能付き（いわゆるSIM付き）の端末に変更し、通信事業者のサービスを利用する方法

この方法は、端末の使用場所が、市役所庁舎に限定されず、議員の自宅を始め、出張先など、通信事業者の電波の届く範囲であれば、どこでも利用できるというメリットがある。さらに、議員全員が同一の仕様の端末を利用するため、オンライン会議の開催もスムーズに行えるというメリットがある。

しかし、非常時のオンライン会議への活用を考えると、議員は、常にオンライン会議に対応した公用の端末を自宅に持ち帰ったり、外出先に持ち出す必要がある。

議員のICT機器の操作能力は様々であり、また、使用スタイルも多種多様である。議員全員に合った機器を選定することは容易ではない。今期の議会運営委員会において、それぞれの導入方法の費用を詳細に見積もった結果、現在の方式を変更する場合（上記イ及びウの場合）には、委員の多くが想定していたよりも、新たに発生する費用が多いことが判明した。

また、そうした新たな費用を掛けてでも得られる効果が現時点では見いだせなかったことから、次期の端末の更新は、現在の方式を継続することが適当であるという意見でまとまった。

しかし、将来的には、社会情勢の変化により、現在の方式を改める必要性が出てくる可能性も否めない。仕様の変更は、その必要性が出てきた時点で検討することとした。

なお、次期端末の議論にあわせて、本会議・委員会への私物の端末の持ち込みを可能とするべきという意見もあったが、この件については賛否両論出されており、今後も引き続き議論していく必要がある。

②オンライン会議について

大府市議会では、令和2年度以降、「オンライン会議」の調査研究が進められ、令和5年3月に大府市議会会議規則の一部改正等を行い、会派代表者会議、各委

員意見交換会等の会議規則に基づく「協議等の場」について、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができるよう取り決めている。

しかし、今後は、育児、介護等、様々な事情を抱える議員を想定した対応も検討すべきではないかという声もあるので、オンライン会議については、今後も引き続き調査研究を進めていく必要がある。

(4) 危機対応及び業務継続について

①新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

令和2年2月頃から続いた国内の新型コロナウイルスの感染拡大については、国民に対するワクチン接種が行き渡るとともに、治療薬の承認・普及が進むなど、徐々に収束に向けた動きが見られるようになり、令和5年5月8日をもって、感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」へ引き下げられることになった。こうした中、社会情勢の変化を踏まえ、議会運営委員会で決定した「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否等に関する申合せ事項」及び会派代表者会議で申し合わせた「移動を伴う視察について」、それぞれの申合せ事項を廃止することとした。

②大府市議会業務継続計画及び防災訓練の実施について

令和4年2月に策定した大府市議会業務継続計画では、「防災訓練の実施」を規定し、「議長又は委員長は、危機の発生を想定した全議員又は所属委員を対象とした訓練を毎年度1回は行うとともに、危機対応についての基本的事項を周知することとしている。

令和5年度は、5月31日（水）に、「火災を想定した議会对応訓練」として、庁舎内で火災が発生したことを想定して、避難経路、避難の手順を確認する訓練を実施し、また、業務継続計画の流れに沿って、危機発生時の会議の休止手順及び再開手順を確認する訓練を議会全体で行った。

6月15日（木）には、全国一斉の訓練にあわせ、「緊急地震速報対応訓練」を行い、シェイクアウト訓練を行うとともに、危機発生時の会議の休止手順及び再開手順を確認する訓練を議会全体で行った。

また、6月20日（火）から22日（木）にかけては、各常任委員会において、「大地震を想定した委員会対応訓練」を行い、シェイクアウト訓練を行うとともに、業務継続計画の流れに沿って、危機発生時の委員会の休止手順及び再開手順を確認する訓練を委員会単位で行った。

これらの訓練の終了後には、議会運営委員意見交換会において振り返りを行い、業務継続計画等の修正までは行わなかったが、今後も、様々なケースを想定して、

各種の防災訓練を行っていく必要があることを再確認した。

③「大規模災害に備え行動する議員宣言」に基づくセルフチェックリストの見直しについて

大府市議会では、大規模災害発生時に、議会が議事機関としての役割を全うすることにより、市民の安全に寄与することを目的として、令和2年5月に「大規模災害に備え行動する議員宣言」を行っている。そして、「宣言項目ごとの具体的な行動についてのセルフチェックリスト」を作成し、毎年1回、各議員が自己の取組状況についてセルフチェックを行うようにしている。

本年1月1日には、令和6年能登半島地震が発生した。そのような中、過去の震災等における教訓から、ガソリンスタンドの機能不全や混雑によってガソリン等の燃料が入手困難となり、議員が活動できない状況を回避するため、「議員が普段使用する自家用車の残燃料（ガソリン、軽油、電力、水素等）を常に一定以上確保すること」をセルフチェックリストに加えることとした。

(5) 決算審査・当初予算審査の方法について

各常任委員会における決算審査については平成18年9月から、当初予算審査については平成27年3月から、それぞれ審査要領を定め、質疑の事前通告制をとっている。

それぞれの事前通告制の導入以降、質疑の順序については、基本的に款項目の順としてきたが、令和2年3月の当初予算審査以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、説明員の出席を必要最小限に抑え、かつ、その入替えを行いやすくする観点から、審査要領の規定にかかわらず、質疑の順序を部課等の順とする対応を続けてきた。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されるなど、一定の収束が見られたことを受け、審査要領のとおり款項目順の質疑に戻すか、それとも、正式に部課等の順に移行するか、協議を行った結果、両審査要領を正式に改正し、今後も、おおむね部課等の順に質疑を行っていくように改めることとした。

2 委員会の経過

(1) 令和5年5月12日（金） 議会運営委員会

- ・正副委員長の互選
- ・閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

(2) 令和5年5月19日（金） 議会運営委員会

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否等に関する申合せ事項の廃止についての協議（決定）
- ・都市計画審議会委員の選出基準に係る大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）

(3) 令和5年5月26日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・今後の委員会活動についての協議

(4) 令和5年6月19日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・今後の委員会活動についての協議
- ・大府市議会政務活動費に関する申合せ事項の一部改正（案）についての協議
- ・議員派遣の取扱いについての協議
- ・大府市議会業務継続計画についての協議

(5) 令和5年6月19日（月） 議会運営委員会

- ・大府市議会政務活動費に関する申合せ事項の一部改正についての協議（決定）

(6) 令和5年6月30日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・5月臨時会及び6月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・ICT化の推進についての協議
- ・大府市議会業務継続計画についての協議

(7) 令和5年6月30日（金） 議会運営委員会

- ・委員の辞任に伴う新委員長の互選

(8) 令和5年7月25日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・議員派遣の取扱いについての協議
- ・ICT化の推進についての協議
- ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議

(9) 令和5年8月24日（木） 議会運営委員会

- ・ 議員派遣の結果報告についての協議（決定）

(10) 令和5年8月24日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・ ICT化の推進についての協議
- ・ 議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議

(11) 令和5年9月19日（火） 議会運営委員会

- ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（決定）

(12) 令和5年9月20日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
- ・ ICT化の推進についての協議

(13) 令和5年9月29日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
- ・ 委員派遣（県外視察）についての協議
- ・ 9月定例会の議会運営（各常任委員会における決算審査を含む。）に対する意見交換
- ・ ICT化の推進についての協議

(14) 令和5年9月29日（金） 議会運営委員会

- ・ 改正地方自治法と大府市議会議員政治倫理条例の関係についての確認（決定）

(15) 令和5年10月11日（水）・12日（木） 委員派遣（先進地視察）

- ・ 京都府亀岡市議会
亀岡市議会における議会改革・議会活性化の取組について
- ・ 石川県加賀市議会
加賀市議会における議会改革・議会活性化の取組について



京都府亀岡市議会の視察



石川県加賀市議会の視察

- (16) 令和5年10月23日（月） 議会運営委員意見交換会
- ・視察終了後の意見交換
 - ・ICT化の推進についての協議
- (17) 令和5年11月22日（水） 議会運営委員意見交換会
- ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
- (18) 令和5年12月12日（火） 議会運営委員意見交換会
- ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
 - ・大府市議会業務継続計画についての協議
- (19) 令和5年12月27日（水） 議会運営委員意見交換会
- ・12月定例会の議会運営に対する意見交換
 - ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
- (20) 令和6年1月12日（金） 議会運営委員意見交換会
- ・当初予算審査及び決算審査の方法についての協議
 - ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
 - ・委員会における視察報告等の見直しについての協議
- (21) 令和6年1月26日（金） 議会運営委員会
- ・大府市議会当初予算審査要領及び大府市議会決算審査要領の一部改正についての協議（決定）
- (22) 令和6年1月26日（金） 議会運営委員意見交換会
- ・委員会における視察報告等の見直しについての協議
- (23) 令和6年2月15日（木） 議会運営委員会
- ・組織改正に係る大府市議会委員会条例の一部改正案の提出についての協議（決定）
- (24) 令和6年2月15日（木） 議会運営委員意見交換会
- ・委員会における視察報告等の見直しについての協議

(25) 令和6年3月7日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・大府市議会政務活動費に関する申合せ事項の一部改正（案）についての協議
- ・危機対応及び業務継続についての協議
- ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議

(26) 令和6年3月7日（木） 議会運営委員会

- ・大府市議会政務活動費に関する申合せ事項の一部改正についての協議（決定）

(27) 令和6年3月27日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・3月定例会の議会運営（各常任委員会における当初予算審査を含む。）に対する意見交換
- ・危機対応及び業務継続についての協議
- ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議

(28) 令和6年3月28日（木） 議会運営委員会

- ・大府市議会の議員の請負の状況の公表に関する要綱についての協議（決定）

(29) 令和6年4月4日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・危機対応及び業務継続についての協議
- ・議員の請負に関する規制の明確化及び緩和等に対する対応についての協議
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(30) 令和6年4月12日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正（案）についての協議
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(31) 令和6年5月7日（火） 議会運営委員会

- ・大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についての協議（決定）
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議（決定）

3 おわりに

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類に引き下げられ、コロナ禍以前の日常に戻りつつある一方で、国際情勢の不安定化が私たちの日常生活にも影響を及ぼすなど、ICT化、多様性等、様々な変化が速度を増して広がった年度であった。

議員の請負に関する規定の整備の件では、様々な意見がありながらも、実質的な自己申告による報告・公表でまとまったことは、大府市議会の各議員の信頼をベースに考えられたあかしであり、議員個々におかれては、そのことをしっかりと認識し、決して信頼を裏切ることのないように対応されたい。

大府市議会議員政治倫理条例の第3条第6号の議員（又は配偶者・同居親族）が経営する企業等に関する規定については、法第92条の2の改正の趣旨との整合性、条文の解釈についての問題点が議論された。今後、ますます多くの市民や事業者が、様々な形で行政と連携するようになってくると思われる。そうした背景に鑑み、市議会としても、議員と企業・団体との関わり方について、この規定も含めて、見直しを検討すべきときではないかと考える。

議員用タブレット端末の次期更新機種の件では、前期の議会運営委員会の報告書の内容とは異なる方向でまとまりはしたが、このことが議会のICT化推進というテーマの下での最終結論ではない。

議員用タブレットについては、当初はペーパーレス化を主な目的として導入が図られ、その効果も実証された。しかしながら、本来のICT化の目的は、効率化、簡便化、簡素化、汎用化、共有化などである。そういった意味で、今期は「ICT化の推進」というテーマの下において、「端末の活用」にまで議論が至らなかった。今後は、様々な生活様態の議員を想定し、かつ、開かれた議会を目的に、オンライン会議はもとより、動画の活用、生成AIの活用など、ICTの進化の速度に即応した研究・検討がなされていくことを期待したい。

最後に、当委員会の調査研究活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げ、委員会活動の結びとする。

議会運営委員会委員名簿

(令和5年5月12日～令和5年6月30日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	酒井 真二	親和クラブ
副委員長	野北 孝治	市民クラブ
委員	小山 昌子	市民クラブ
委員	宮下 真悟	無所属クラブ
委員	藤本 宗久	親和クラブ
委員	太田 和利	親和クラブ
委員	国本 礼子	公明党

(令和5年6月30日～令和6年5月13日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	藤本 宗久	親和クラブ
副委員長	野北 孝治	市民クラブ
委員	小山 昌子	市民クラブ
委員	宮下 真悟	無所属クラブ
委員	太田 和利	親和クラブ
委員	国本 礼子	公明党
委員	早川 高光	親和クラブ

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順